

学校感染症に伴う登校許可書について

学校感染症は、学校保健安全法により出席停止の期間が定められています。

医師の診断・指示により登校再開が許可されましたら、以下の「登校許可書」を保護者の方が御記入の上、登校時に担任へ提出をお願いいたします。なお、出席停止の期間は欠席とはなりません。

きりとり

登校許可書

学部 年 組 氏名

令和 年 月 日から発症し、病院名： 電話()
を 月 日に受診した結果、以下○印の学校感染症と診断されました。

医師による診察の結果、他への感染の恐れがないと認められたため 月 日より登校します。
診断された病名に○を付けてください。

○印	病名	出席停止期間の基準
第二種 感染症	インフルエンザ()型	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日経過するまで(発症日翌日を1日目と数える)
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日経過するまで(発症日翌日を1日目と数える)
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(3日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により、学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種 感染症	腸管出血性大腸菌感染症	病状により、学校医その他の医師により伝染のおそれがないと認めるまで
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	溶連菌感染症	
	手足口病	
	伝染性紅斑(リンゴ病)	
	マイコプラズマ感染症	
	感染性胃腸炎	
その他 ()		

提出日：令和 年 月 日

保護者名： _____